

救済措置の申込期限について

破産者株式会社 OFFICE K
破産管財人弁護士 岩波 修

今般、PIKARI の各店舗の新運営会社から、救済措置の申し込みの期限について連絡がありましたので、PIKARI のホームページにおいても掲載させていただきます。救済措置の適用を希望される顧客の皆様は申込期限内に新運営会社にお問い合わせを頂きますようお願い致します。

また、下記の申込期限を過ぎた場合の救済措置の適用の可否に関する問い合わせにつきましては、新運営会社に直接お問い合わせを頂ければ幸いです。

| 店舗名 | 申込期限 | 新運営会社の連絡先 |
|--|-------------|--|
| PIKARI 新宿店 (現 Richel 新宿店) | 6 月末を 目処 | 株式会社 LOL <u>お問合せ先：03-6258-1877</u> |
| PIKARI 町田店 (現 Les Anges 町田店) | 受付終了 | 株式会社ミラックス <u>お問合せ先：042-850-9033</u> |
| PIKARI 池袋店 (閉店) PIKARI 大宮店 (閉店) (mimoso+ (ミモザプラス) 大宮店が開店済) | 6 月末を 目処 | 株式会社 J. BLOOM <u>お問合せ先：048-657-8703</u> <u>対応時間：11:00~18:00</u> <u>(毎週月曜日を除く)</u> |